

専決処分について承認を求める件
(令和5年度西いぶり広域連合一般会計補正予算(第8号))

地方自治法第179条第1項の規定に基づき下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和6年4月22日提出

西いぶり広域連合長 青山 剛

記

- 1 専決事項 令和5年度西いぶり広域連合一般会計補正予算(第8号)
- 2 専決内容 別紙
- 3 専決処分年月日 令和6年3月4日

令和5年度西いぶり広域連合一般会計補正予算（第8号）

令和5年度西いぶり広域連合の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費

（単位：千円）

款	項	事業名	金額
3 情報処理費	1 情報処理費	福祉システム改修	26,085